

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険の資格・給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

善通寺市は、介護保険の資格・給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県善通寺市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険の資格・給付等に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理及び認定事務、介護保険給付費の支給、総合事業等を行う。</p> <p>①被保険者にかかる届出(取得・喪失・変更・計画作成等)に関する事務 ②被保険者証または認定証の交付等に関する事務 ③要介護(支援)認定及び更新、区分変更等の手続き及び審査等に関する事務 ④介護給付、予防給付、サービス給付等保険給付の決定・支給に関する事務及び他の法令による給付サービスとの調整 ⑤保険料滞納者に対する給付制限に関する事務 ⑥保険者事務共同処理業務</p> <p>*本市では「⑥保険者事務共同処理業務」について、香川県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	1. Acrocity介護保険 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1-68項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2 【情報照会】93、94項 【情報提供】1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、117、120項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 高齢者課
②所属長の役職名	高齢者課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	普通寺市 保健福祉部 高齢者課 〒765-8503 香川県普通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	普通寺市 保健福祉部 高齢者課 〒765-8503 香川県普通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6331

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5 評価実施機関における担当部署②所属長	高齢者課長 早崎 和代	高齢者課長 香川 あけみ	事後	
平成29年4月1日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理及び認定事務、介護保険給付費の支給、総合事業等を行う。</p> <p>①被保険者にかかる届出(取得・喪失・変更・計画作成等)に関する事務 ②被保険者証または認定証の交付等に関する事務 ③要介護(支援)認定及び更新、区分変更等の手続き及び審査等に関する事務 ④介護給付、予防給付、サービス給付等保険給付の決定・支給に関する事務及び他の法令による給付サービスとの調整 ⑤保険料滞納者に対する給付制限に関する事務</p>	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理及び認定事務、介護保険給付費の支給、総合事業等を行う。</p> <p>①被保険者にかかる届出(取得・喪失・変更・計画作成等)に関する事務 ②被保険者証または認定証の交付等に関する事務 ③要介護(支援)認定及び更新、区分変更等の手続き及び審査等に関する事務 ④介護給付、予防給付、サービス給付等保険給付の決定・支給に関する事務及び他の法令による給付サービスとの調整 ⑤保険料滞納者に対する給付制限に関する事務 ⑥保険者事務共同処理業務</p> <p>*本市では「⑥保険者事務共同処理業務」について、香川県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	事前	
平成29年4月1日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	<p>1. Acrocity介護保険 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ</p>	<p>1. Acrocity介護保険 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 伝送通信ソフト</p>	事前	
令和1年6月21日	「IV リスク対策」		評価書の内容のとおり	事後	様式の変更による
令和1年6月21日	5 評価実施機関における担当部署②所属長	高齢者課長 香川 あけみ	高齢者課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2【情報照会】93、94項 【情報提供】1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、117、120項	・番号法第19条第8号及び別表第2【情報照会】93、94項 【情報提供】1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、97、106、109、117、120項		番号法の一部改正(令和3年9月1日施行)に伴うもの